



大気汚染防止法・札幌市条例に基づく

**特定粉じん排出等作業実施届出書**に必要なもの

下表の必要書類の正副2部を特定粉じん排出等作業を開始する日の14日前までに札幌市環境局環境対策課へ提出ください。副書は審査終了後にお返しします。

✓	必要書類	備考
<input type="checkbox"/>	特定粉じん排出等作業実施届出書	大気汚染防止法施行規則の様式第3の4・別紙を使用する
<input type="checkbox"/>	特定粉じん排出等作業の対象となる建築物等の概要、配置図及び付近の状況	以下の内容がわかるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 付近の状況がわかる周辺地図</li> <li>・ 建築物等、事前調査結果の掲示、廃石綿等の一時保管場所を示す配置図</li> <li>・ 特定建築材料の使用箇所を示す図面</li> <li>・ 隔離養生、セキュリティゾーン、集じん・排気装置とその排気口の設置位置を示す図面</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	作業の工程の概要	以下の内容がわかるもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作業の日程、流れ（工程表、作業フロー図）</li> <li>・ 隔離養生等の敷設方法</li> <li>・ 負圧・除塵装置の点検方法</li> <li>・ 特定建築材料の湿潤化、除去方法</li> <li>・ その他、作業基準等を遵守することがわかる具体的な工程（作業基準等の例は次ページ以降を参照ください。）</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	施工管理組織図	発注者（担当者の氏名含む）、元請業者（特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名含む）、下請負人、特定粉じん濃度測定の実施業者、廃石綿等の収集運搬業者・最終処分先とその連絡先がわかるもの
<input type="checkbox"/>	特定粉じんの濃度の測定方法を記載した書面	測定箇所やその数、測定条件等について記載する。
<input type="checkbox"/>	特定粉じんの濃度の測定箇所を示す図面	測定箇所を作業対象箇所等の図面上に図示する。
<input type="checkbox"/>	使用予定機器及び資材の一覧を記載した書面	
<input type="checkbox"/>	廃石綿等の処理方法を記載した書面	アスベスト廃棄物の処理計画について記載する。
<input type="checkbox"/>	積算書	以下の根拠を示すもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 特定建築材料の使用面積</li> <li>・ 隔離養生の面積</li> <li>・ プラスチックシートの使用量</li> <li>・ 粉じん飛散抑制剤等の使用量</li> <li>・ 集じん・排気装置の設置数</li> </ul>
<input type="checkbox"/>	使用する薬液、集じん・排気装置の仕様がわかるカタログ等	薬液の使用量の目安、集じん・排気装置の排気能力等がわかる資料を添付する。
<input type="checkbox"/>	特定建築材料の状態がわかる写真等（封じ込め・囲い込みの場合のみ）	建材の劣化や剥離が進んでいる場合、封じ込めや囲い込みが認められないことがあるため、事前に担当官公庁と協議すること。

## 作業基準等

特定粉じん排出等作業は、大気汚染防止法、札幌市生活環境の確保に関する条例で定められた作業基準に沿って作業を行う必要があります。また、「札幌市特定粉じん排出等作業におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル」では、作業基準の遵守を踏まえた養生・測定方法等を示しております。

特定粉じん排出等作業実施届出書に添付する「作業の工程の概要」の内容は、以下の主な作業基準等を遵守することがわかるように作成してください。



### 大気汚染防止法の作業基準（抜粋）

✓	作業基準
<input type="checkbox"/>	事前調査等の掲示は公衆の見やすい場所に設ける。
<input type="checkbox"/>	特定工事の元請業者又は自主施工者は、当該特定工事における特定建築材料の除去等の完了後に、除去等が完了したことの確認を適切に行うために必要な知識を有する者に当該確認を目視により行わせる。
<b>【除去（負圧隔離養生）の場合】</b>	
<input type="checkbox"/>	イ 作業場を他の場所から隔離すること。隔離に当たっては、作業場の出入口に前室を設置する。
<input type="checkbox"/>	ロ 作業場及び前室を負圧に保ち、作業場及び前室の排気に JIS Z8122 に定める HEPA フィルタを付けた集じん・排気装置を使用する。
<input type="checkbox"/>	ハ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前に、使用する集じん・排気装置が正常に稼働することを使用する場所において確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずる。
<input type="checkbox"/>	ニ 特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始前及び中断時に、作業場及び前室が負圧に保たれていることを確認し、異常が認められた場合は、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講じる。
<input type="checkbox"/>	ホ 除去する特定建築材料を薬液等により湿潤化する。
<input type="checkbox"/>	ヘ イの規定により隔離を行った作業場において初めて特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後速やかに、及び特定建築材料の除去を行う日の当該除去の開始後に集じん・排気装置を使用する場所を変更した場合、集じん・排気装置に付けたフィルタを交換した場合その他必要がある場合に随時、使用する集じん・排気装置の排気口において、粉じんを迅速に測定できる機器を用いることにより集じん・排気装置が正常に稼働することを確認し、異常が認められた場合は、直ちに当該除去を中止し、集じん・排気装置の補修その他の必要な措置を講ずる。
<input type="checkbox"/>	ト 特定建築材料の除去後、作業場の隔離を解くに当たっては、特定建築材料を除去した部分に特定粉じんの飛散を抑制するための薬液等を散布するとともに作業場内の清掃その他の特定粉じんの処理を行った上で、特定粉じんが大気中へ排出され、又は飛散するおそれがないことを確認する。
<b>【囲い込み・封じ込め（囲い込み等）の場合】（※）</b>	
<input type="checkbox"/>	特定建築材料の囲い込み等を行うに当たっては、当該特定建築材料の劣化状態及び下地との接着状態を確認し、劣化が著しい場合又は下地との接着が不良な場合は、当該特定建築材料を除去する。

※囲い込み等の作業基準は、「除去（負圧隔離養生）の場合」のイ～トの項目において、「除去する」を「囲い込み等を行う」と、「除去」を「囲い込み等」と読み替えた規定が別途適用される。



## 札幌市生活環境の確保に関する条例の作業基準（抜粋）

✓	作業基準
<input type="checkbox"/>	作業場の出入口に、外部から作業場へ向かう方向順に、更衣室、洗浄室及び前室の3室構造からなる施設を設置する。
<input type="checkbox"/>	作業場の隔離状況、集じん・排気装置の性能及び作業場内の特定粉じんの飛散状況を把握するため、除去等作業中における集じん・排気装置の排気口、更衣室の入口及び作業場の直近の外周並びに除去等作業後に作業場の隔離を解く前における当該作業場内について、市長が別に定める方法（アスベストモニタリングマニュアル（第4.1版））により石綿の濃度を測定する。
<input type="checkbox"/>	石綿、保護衣等の廃棄物は、特定粉じんの飛散防止のため、その都度湿潤化する等の措置を講じた後、プラスチック袋でこん包し、又は堅固な容器に密封する。
<input type="checkbox"/>	石綿、保護衣等の廃棄物をプラスチック袋でこん包する場合には、厚さ0.15ミリメートル以上の十分な強度を有する袋で二重に詰め、圧力による破損を防止するため袋内の空気を十分に抜くこと。また、二重詰めに当たっては、高性能真空掃除機を備えた前室で、内袋の外側に付着した石綿を除去した後、外袋をかける。
<input type="checkbox"/>	外袋又は容器には廃石綿等が入っていること及び取扱い注意事項を表示する。
<input type="checkbox"/>	収集・運搬時には袋等の破損に注意して慎重な取扱いを行うとともに、他の廃棄物とは混在させない。



## 札幌市特定粉じん排出等作業におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル（抜粋）

✓	措置内容
<input type="checkbox"/>	作業場の隔離養生の床面には、厚さ0.15mm以上のプラスチックシートを2枚重ねに敷く。
<input type="checkbox"/>	作業場の隔離養生の壁・天井面には、厚さ0.08mm以上のプラスチックシートを敷く。
<input type="checkbox"/>	作業場の隔離養生のプラスチックシートの合わせ目は30cm以上重ねる。
<input type="checkbox"/>	作業場内の空気を1時間に4回以上換気できるよう、集じん・排気装置の設置台数を決める。
<input type="checkbox"/>	集じん・排気装置はできるだけセキュリティーゾーンの対角位置に設置する。
<input type="checkbox"/>	粉じん飛散抑制剤等の使用量はアスベスト含有建材の除去等量に応じてあらかじめ計算して適切な量を使用する。
<input type="checkbox"/>	特定粉じん濃度測定の定量下限値は0.5本/L以下となっている。
<input type="checkbox"/>	除去作業完了後の作業場内における特定粉じん濃度測定の結果が1本/Lを超過していないことを確認してから、作業場の隔離養生を撤去する。



札幌市特定粉じん排出等作業におけるアスベスト飛散防止マニュアルはこちらの  
札幌市ホームページからダウンロードできます。

[https://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki\\_osen/kisei/asbesto/syori.html](https://www.city.sapporo.jp/kankyo/taiki_osen/kisei/asbesto/syori.html)

### 【問い合わせ先】

札幌市環境局環境都市推進部環境対策課大気騒音係

札幌市中央区北1条西2丁目(札幌市役所12階南側) Tel: 011-211-2882 Fax: 011-218-5108